

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所			質問内容	回答内容
	資料名	ページ	項目		
1	募集要項本文	P2, P26	1-(3)-表1, 9 本文	最初の入居企業（工場等）の稼働開始時期は令和10（2028）年度予定とされていますが、現時点で誘致見込み企業や入居希望企業は存在するのでしょうか。 また、中核事業者等が事業検討及び供給準備を進めるにあたり必要となる、企業名、業種、設備規模、入居時期、想定需要等の情報については、事業者決定後に開示されるとの認識でよろしいでしょうか。 加えて、それらの情報は秋田県と企業との契約上開示可能なものとして事前に整理されているのでしょうか。 短期の取組みは必須条件とされており、各種納期に時間を要する中、案件不確定な状態では納期の確約が難しいと考えたためお伺いするものです。	現時点で、誘致見込み企業や入居希望企業に関する具体的な企業名等の公表は予定しておりません。ただし、選定された中核事業者の供給準備を円滑に進めるため、企業名、業種、設備規模、入居時期、想定電力需要等の情報については、開示可能な段階や範囲で提供・共有します。 なお、短期の取組（令和10年度供給開始）に向けた準備については、現時点で確定している情報に加え、事業者決定後に得られる最新の状況を踏まえながら、県と事業者が連携・協議して進めていくことを想定しています。
2	募集要項本文	P2	1-(3)-表1	一括受電方式の目的に関しレジリエンスの向上とありますが、ご提案に際し、求められる要件として、東北電力NWの供給信頼度を上回る設備管理能力やバックアップインフラの整備が必要となるとの認識でよろしいでしょうか。	一括受電方式におけるレジリエンスの向上について、東北電力ネットワーク株式会社の供給信頼度を上回る設備管理能力や、特定のバックアップインフラの整備を必須条件とするものではありません。レジリエンス向上の具体的な方法については、非常用電源、蓄電池、再生可能エネルギー等の活用を含め、事業者からの提案を踏まえて検討することを想定しています。
3	募集要項本文	P2	1-(3)-表1	一括受電方式の目的に関し経済性要件が記載されていますが、経済性の向上とは、自社受電の場合の「電気料金＋減価償却費」に対し、一括受電の「電気料金＋設備利用料（料金形態は様々なので一例とお考えください）」が安価になるということが求められているとの認識でよろしいでしょうか。	一括受電方式における経済性については、ご提示の「電気料金＋減価償却費」と「電気料金＋設備利用料」の比較に限定するものではありません。 一括受電に必要な設備費、維持管理費、設備利用料等を含めた総合的なコストを考慮し、入居企業が個別に受電する場合と比較して、全体として経済性の向上が図られることを想定しています。具体的な比較方法や費用項目については、事業者からの提案を踏まえて評価することを想定しています。
4	募集要項本文	P2	1-(3)-表1	自社開発による電源について、団地内への設置を想定しているとの理解でよいでしょうか。また、県有地の利用は可能か。利用可能な場合、土地の貸付制度や貸付条件についてお示しいただけますでしょうか。	自社開発による電源について、団地内への設置に限定しているものではありません。工業団地への電力供給に活用可能な再生可能エネルギー電源について、事業者において設置場所や事業スキームを検討し、提案してください。 県有地の利用については、土地の状況や利用目的等を踏まえ、利用可能な県有地がある場合には、その活用について協議することは可能です。ただし、現時点で特定の県有地の貸付を確約するものではありません。
5	募集要項本文	P2	1-(3)-表1	県産再エネ比率について、県が想定する目標値について（2030年度、2035年度、2040年度）指標があればお示しいただけますでしょうか。	県産再生可能エネルギー比率について、現時点で本事業における2030年度、2035年度、2040年度の具体的な目標値を設定しているものではありません。本事業においては、県産再生可能エネルギーの活用・拡大を図ることを基本とし、各年度における県産再生可能エネルギー比率については、電源の確保状況や需要見込み等を踏まえ、事業者から具体的な目標値及び達成に向けた取組を提案してください。
6	募集要項本文	P2	1-(3)-表1	フィジカルな電力供給について、「可能な限り・・・」とあるが、評価上の位置付け（必須要件か加点要件か）、想定する設備構成をお示しいただけますでしょうか。	フィジカルな電力供給は、募集要項の「3提案に関する条件」や選定基準の表7に示す通り尚可条件（加点要素）として取扱います。 また、想定する設備構成について、現時点で特定の設備（自営線、蓄電池、専用変電設備等）の設置を求めるものではありません。電源の立地、需要規模、系統接続等を踏まえ、実現可能な供給方法及び設備構成を提案してください。
7	募集要項本文	P2	1-(3)-表1	一括受電方式の移行や、自営線・受変電設備、蓄電池等の導入について、整備主体、保有主体および維持管理主体はどのような形態を想定しているのでしょうか。	一括受電方式への移行や、自営線・受変電設備、蓄電池等の導入について、現時点で県として整備主体、保有主体及び維持管理主体を特定の形態に限定しているものではありません。設備の整備・保有・維持管理の主体及び役割分担については、事業者において、事業性、設備の利用形態、入居企業との契約関係等を踏まえ、適切な事業スキームを提案してください。具体的な内容については、提案を踏まえ、県と事業者で協議の上、決定することを想定しています。
8	募集要項本文	P3	1-(3)-イ	「特別措置法第2条第4項」の記載は「第3項」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、正しくは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項」です。 県ホームページにて修正版を公表いたします。
9	募集要項本文	P3	1-(3)-イ-表2	「再エネ100%」の定義として「環境価値が分離・移転されていない再エネ電力、又は非化石証書等により環境価値を付与した電力」とされていますが、以下のケースはそれぞれ「再エネ100%」としてカウントできますか。 ① FIT電源からの電力調達（FIT電気＋当該発電所トラッキング月FIT非化石証書） ② FIP電源からの電力調達 ③ パーチャルPPAによる環境価値のみの調達 ④ 自己託送を活用した電力調達	①～④いずれも再エネ100%として認めます。なお、③については、当該環境価値を本事業において供給する電力の環境価値として使用することが確認できることを前提とします。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所			質問内容	回答内容
	資料名	ページ	項目		
10	募集要項本文	P3	1-(3)-ウ	電力供給に関わる責任の所在の明確化を求められていますが、体制図等への記載でよろしいでしょうか。想定している契約書等の提示が必要でしょうか。	電力供給に関わる責任の所在については、提案書の体制図等において、各事業者の役割、業務範囲及び責任分担を明確に記載してください。 提案段階で契約書等の提出を必須とするものではありません。ただし、委託先等を含む実施体制や責任分担を確認するため、必要に応じて契約関係や業務分担が確認できる資料の提出を求める場合があります。
11	募集要項本文	P4	1(3)ウ図1	資金調達について、県内の地域金融機関による資金調達は必須となるか。	資金調達について、県内の地域金融機関からの資金調達は必須ではありません。
12	募集要項本文	P4	1-(3)	図1 電力供給事業スキームのイメージに「工業団地外の需要家」とありますが、具体的にはどのような条件の需要家を想定しているのでしょうか。	「工業団地外の需要家」について、現時点で特定の地域、業種、規模等の条件を定めているものではありません。工業団地への電力供給を基本としつつ、事業者において電力需給や事業採算性等を踏まえ、余剰電力の供給先として適切と考える需要家に供給（売電）することを想定しています。
13	募集要項本文	P4	1-(5)-ア	電力供給開始から20年間を目途とされていますが、期間満了時の取扱い（更新、再公募等）に関する考え方をご教示ください。	20年間という期間は、再エネ電源の開発・調達に係る投資回収期間や、電力供給設備(自営線等を含む)の耐用年数等を踏まえて設定した目途であり、期間満了をもって直ちに事業を終了又は事業者を変更させることを前提とするものではありません。期間満了時の取扱いについては、その時点の状況等を鑑み、県と中核事業者との協議により決定します。
14	募集要項本文	P4,P10	第1-（5）ア ／第3 提案に関する条件 （導入部）	電力供給開始から20年間を目途とする継続期間について、20年間の供給は必須条件でしょうか。事業環境等を踏まえ、県との協議により供給期間を設定・変更することは可能でしょうか。	電力供給期間については、20年間の供給を基本としますが、事業開始後の事業環境や入居企業の電力需要等を踏まえ、供給期間の変更が必要となる場合には、県と協議の上で決定することを想定しています。
15	募集要項本文	P4	1-(5)-イ	電力供給開始と分譲開始スケジュールについて示されていますが、受電電圧は154kV、66kV、6.6kVどの区分を想定していますでしょうか。また、各々の区分における電力ネットワーク側の供給余力はどの程度あるのでしょうか。事前に確認されているようであればご教示ください。	受電電圧について、現時点では高圧を基本として想定しております。また、各電圧区分における電力ネットワーク側の供給余力について、県として現時点で具体的な数値を把握・提示しているものではありません。
16	募集要項本文	P5,P7	2-(1)-イ 2-(3)-イ	参加資格確認申請書類の提出後、協力企業・構成企業を追加することは原則不可と記載されている。想定されている例外を例示いただきたい。例えば、同等の能力を持つ企業への入替、申請後に協力企業が経営破綻等した場合の取扱い、追加することにより改善が見込める場合などは認められるか。また、P7の「追加する場合には県の承諾を得る」における承諾される要件を明示いただきたい。	参加資格確認申請書類の提出後の協力企業・構成企業の変更又は追加は原則として認めませんが、やむを得ない事情により当初の協力企業・構成企業による事業遂行が困難となった場合等、県が必要と認める場合には、例外的に変更又は追加を認めることがあります。例えば、協力企業・構成企業の経営破綻、解散、事業撤退その他これらに類する事由により、当該企業が事業への参画を継続することが困難となった場合や、法令・制度等の変更その他応募者の責によらない事情により、当初の体制では事業遂行が困難となった場合等を想定しています。この場合、変更又は追加する企業について、当初の企業と同等以上の能力・実績等を有すること、変更又は追加後においても募集要項に定める参加資格要件を満たすこと、提案内容及び事業遂行体制への影響が軽微であること等を確認した上で、県が承諾の可否を判断します。具体的な変更又は追加の可否については、変更等の理由、変更後の企業の役割・能力・実績、提案内容への影響、事業遂行体制への影響等を踏まえ、個別に判断します。
17	募集要項本文	P5	2-(1)-イ-(イ)	提案形態が複数企業による事業提案の場合、秋田県との協定締結は代表企業が代表して行うでよろしいでしょうか。その場合、協力企業が業務を履行できなくなった場合には代表企業が全責任を負いますか。またコンソーシアム内の企業間の契約（コンソーシアム協定等）の提出は求められますか。	県との協定は代表企業が代表して締結します。 ただし、責任の負担については構成企業全員が連帯して責任を負うことを原則とします。協力企業に履行不能が生じた場合は、代表企業が主体となって代替体制(業務再分担、第三者への再委託等)を構築し、対応してください。 なお、コンソーシアム内の協定について、事業開始後に構成企業間の役割分担・責任分担・収益配分等を定めた協定の写し又はこれに類する書類を求める場合があります。
18	募集要項本文	P6	2-(1)-イ	単独企業による事業提案として参加資格確認申請を行った場合において、2(1)イにいう「原則」の例外とは、どのようなものを想定されていますでしょうか。	単独企業で参加資格確認申請を行った場合、申請後に新たに協力企業を追加し、コンソーシアム形式へ変更することは、募集要項に定める「応募者の追加・変更」に該当するため原則として認められません。 ただし、法令・制度の改正や不可抗力など、応募者の責によらないやむを得ない事情により自社単独での事業遂行が困難となった場合に限り、例外的に協力企業の追加等を認める場合があります。 なお、例外的に追加を認める場合であっても、追加する企業が参加資格要件を満たしていることや、事業遂行体制への影響が軽微であること等を条件として、県が個別に判断します。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所 資料名	ページ	項目	質問内容	回答内容
19	募集要項本文	P6	2-(1)-イ-(ウ)	官民連携での新会社設置に関して、優先交渉権者決定から電力供給開始（R10年度）までに法人設立・小売電気事業者登録を完了させる必要がありますが、想定しているタイムラインの目安があれば教えてください。また、法人設立に向けた費用（定款作成・登記費用等）は中核事業者の負担でよろしいでしょうか。	法人設立及び小売電気事業者登録の完了時期については、提案内容及び優先交渉権者との協議結果を踏まえて決定するものと考えております。なお、電力供給開始までにはこれらの手続が完了している必要があるため、各種登録等に要する期間を十分に考慮のうえ、余裕を持ったスケジュールをご計画ください。 法人設立に向けた費用については、原則、中核事業者の負担となります。
20	募集要項本文	P6	2-(3)-ア	「参加資格確認申請書類等の提出時には、応募者の協力企業及び構成企業について明らかにすること」とあるが、申請書類等の提出後、提案書提出前までに協力企業や構成企業を追加してもよいのか。	提出された参加資格確認申請書類に基づき資格審査を実施するため、申請書類提出後における応募者（構成企業及び協力企業を含む）の変更又は追加は、原則として認められません。
21	募集要項本文	P6～P8、P15～P16	第2-(3) ア・イ、第2-(4) ア、第4-(1) イ（表8）	優先交渉権者の決定後、提案時点で応募者として明示していない事業者に対し、需給管理・調整や負荷追随等の業務の一部を委託することは可能でしょうか。可能な場合、協力企業としての追加・県の承諾・届出等に必要の手続きはございますでしょうか。	需給管理・調整等の役割を担う事業者については、参加資格確認申請の時点で、応募者、構成企業又は協力企業等として参加している必要があります。 ただし、不可抗力や法改正等やむを得ない事情により委託先の変更・追加等を行う場合は、事前に県と協議の上、必要な手続きを行っていただきます。手続きの詳細については現時点では定めておらず、個別の内容に応じて判断します。
22	募集要項本文	P6	2-(2)	事業化検討の進展に伴い実施体制の見直しが必要となる場合を想定し、応募時に提案したコンソーシアムについて、採択後から事業開始までの間における構成員の追加・変更・脱退および出資比率の変更の可否並びにその手続きについてお示しいただけますでしょうか。	優先交渉権者の決定後から事業開始までの間におけるコンソーシアムの構成員の追加・変更・脱退については、原則として認めないものとします。 ただし、経営破綻等のやむを得ない事情により変更等が必要となった場合には、変更後の体制が本事業を適切に実施できることを確認した上で、例外的に認めることがあります。 また、出資比率の変更についても、原則として提案時の内容を維持するものとなりますが、変更が必要となる場合には、事前に県と協議の上、承認を得ることとします。
23	募集要項本文	P7	2-(4)-ア	当社の実績が上記要件に該当するか否かについて、以下の2点をご教示ください。 ①「需給管理・調整業務実績」について、特定卸供給事業者（アグリゲーター）として行う需給管理・調整に係る実績は、これに該当するものと理解してよろしいでしょうか。該当する場合、選定基準 表2 に掲げる「需給管理・調整業務実績を証する書類」として想定される資料をご教示ください。 ②「JEPXでの取引実績」について、会員種別を問わず、発電事業者としての会員資格に基づく取引実績も該当するものと理解してよろしいでしょうか。	①電気事業法上の特定卸供給事業者(アグリゲーター)として行う需給管理・調整業務の実績は、「需給管理・調整業務実績」に該当します。 「需給管理・調整業務実績を証する書類」は、以下のいずれかを提出してください。 ・経済産業省への特定卸供給事業に係る届出書の写し ・需給管理・調整業務の実施体制及び実施期間が分かる書類(業務委託契約書の写し、組織体制図等) ・需給調整市場(需給調整力)への応札・約定実績が分かる書類(電力広域的運営推進機関発行の約定通知書等) ・計画値同時同量制度に基づく需給管理の実施実績を示す書類(バランシンググループの構成、計画値・実績値の対比資料等) ② JEPXでの取引実績について、会員種別(発電事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者等いずれの資格に基づく会員であるか)を問わず、日本卸電力取引所(JEPX)の会員として行った取引実績は、「JEPXでの取引実績」に該当するものと認めます。 証する書類としては、JEPX発行の会員証明書及び取引実績が分かる資料(約定実績一覧等)の提出をお願いします。
24	募集要項本文	P7	2-(4)-表 4	需給管理・調整業務実績として認められる実績の規模・期間・形態を教えてください。（例：自社グループ内の需給管理実績のみか BGの代表契約者への委託を受けた実績、他社の需給管理システムを利用した実績や子会社の実績を含めてよいか）	「需給管理・調整業務実績」については、電力の需給管理・調整を実際に行った実績であれば、実施形態を問わず対象とします。自社グループ内での実績のほか、他社からの委託を受けて実施した実績、他社の需給管理システムを利用して実施した実績、子会社等による実績も、当該業務への関与及び実施実績を確認できる場合には対象とします。 実績の規模・期間については、特定の規模・期間を一律に要件とするものではありませんが、本事業における需給管理・調整業務を適切に遂行できる能力を有することが確認できる実績であることを求めます。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所 資料名	ページ	項目	質問内容	回答内容
25	募集要項本文	P7～8	2-(4)-表4-2	需給管理・調整業務に関して ・バランシンググループに委託することは認められますか。 ・需給管理システムを外部ベンダーから調達して業務を行うことは「需給管理業務実績あり」として参加資格を満たしますか。 ・需給管理業務を担う者はコンソーシアムの構成員ではなく委託先（非構成員）とすることは可能ですか。	需給管理・調整業務について、バランシンググループ（BG）に需給管理・調整業務を委託することも可能です。ただし、本事業における需給管理・調整業務の実施体制及び責任分担を明確にし、中核事業者として適切に業務を遂行できる体制を構築することを求めます。 また、需給管理システムを外部ベンダーから調達して業務を行うこと自体は可能ですが、システムを導入・利用していることのみをもって「需給管理・調整業務実績あり」とは認めません。実際に需給管理・調整業務を実施した実績があることを確認する必要があります。 需給管理・調整業務を担う事業者は、コンソーシアムの構成員とすることを求めます。委託先として当該業務を担わせる場合についても、当該事業者を構成員として位置付けてください。
26	募集要項本文	P7	2-(4)	求められる能力「小売電気事業実績、再エネ開発実績、需給管理実績等」について、各構成員の実績を合算し、コンソーシアム全体として満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。小売電気事業実績、再生可能エネルギー開発実績、需給管理実績等については、各構成員の実績を合算し、コンソーシアム全体として本事業の遂行に必要な能力を有していればよいものとします。ただし、実際に各業務を担う事業者については、当該業務を適切に遂行できる実績・能力を有していることが確認できるよう、提案書において各構成員の役割及び実績等を明示してください。
27	募集要項本文	P7	2-(4)	需給管理業務を第三者へ委託する事業スキームを想定しています。当該受託者が有する需給管理業務の実績について、応募者又は構成員の実績と同様に評価対象となるかお示しいただけますでしょうか。	需給管理業務については、コンソーシアムの構成員が担うことを求めます。需給管理業務を担う構成員については、当該業務を適切に遂行できる実績・能力を有していることが確認できるよう、提案書において実績、役割及び責任分担等を明示してください。
28	募集要項本文	P7	2-(4)-ア	参加資格確認申請書類の提出時点において、登録免許証が手元にない場合、例えば、経済産業省が公表している登録小売電気事業者一覧に記載されていることで、参加資格要件を満たすものとお取り扱いいただけますか。	参加資格確認申請書類の提出時点において登録通知書(登録証)が手元にない場合は、経済産業省が公表している「登録小売電気事業者一覧」への掲載をもって、参加資格要件を満たすものとして取り扱います。 ただし、当該一覧への掲載内容(事業者名等)が申請書類の記載と一致していることを確認できるよう、一覧の該当ページを印刷したもの等を申請書類に添付してください。また、登録通知書(登録証)については、受領後速やかにご提出をお願いいたします。
29	募集要項本文 (選定基準)	P8	2-(4)-ウ-表6 ／（２ 一次審査）	提出を求められる「納税証明書」について、税金の未納がないことを公的に証明する「納税証明書（その３）」というのでしょうか。	ご指摘のとおり、法人の場合、国税(法人税及び消費税・地方消費税)について未納がないことを証明する納税証明書「その３の３」又は個人・法人共通で使える「その３」の提出を想定しています。 ただし、欠格要件の対象は「法人税、事業税、消費税又は地方税」であり、事業税及び地方税(都道府県民税・市町村民税等)については、これとは別に、都道府県税事務所及び市町村が発行する納税証明書(それぞれ未納がないことを証明するもの)を併せてご提出いただくようお願いします。
30	募集要項本文	P9	2-(4)-ウ-表 6 -カ	「県が本公募に関わるアドバイザー業務を委託した者として、株式会社NTTデータ経営研究所が記載されているが、関連業務を受託した者は記載されていない。関連業務の委託は行われておらず、アドバイザー業務の受託者との関係だけが欠格要件となるという理解でよいか。	ご理解のとおり、本公募において県が委託しているアドバイザー業務の受託者として記載している者以外に、本公募に関連する業務を受託した者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者はありません。 したがって、欠格要件については、募集要項に記載するアドバイザー業務の受託者及び当該受託者と資本関係又は人的関係等を有する者を対象とするものです。
31	募集要項本文	P9	2-(4)-エ	「２（３）ア 業務遂行にあたり求められる能力」はコンソーシアム全体として全てを満たすことで足りると記載され、代表企業、協力企業、構成企業で応募者構成（コンソーシアムを組成）して満たすことと理解している。 その場合、Ｐ ７の「代表企業または構成企業の子会社が需給管理・調整業務を担う場合、同社は協力企業としてコンソーシアムに参加する必要がある」と子会社だけを切り出して記載された意図は何かあるのか。なお、子会社が参加資格確認申請時点では未設立で事業開始までに設立予定の場合の取扱いを教えてください。また、需給管理・調整業務を担う者が孫会社（代表企業や構成企業の子会社の子会社）の場合も同様と考えればよいのか。	ご理解のとおり、「業務遂行にあたり求められる能力」は、コンソーシアム全体として有していれば足りる。「代表企業又は構成企業の子会社が需給管理・調整業務を担う場合、同社は協力企業としてコンソーシアムに参加する必要がある」と記載しているのは、実際に当該業務を担う法人を明確にし、その実施体制等を確認するためであり、子会社を特別に取り扱う趣旨ではありません。 参加資格確認申請時点で子会社が未設立の場合、当該子会社の実績・能力をもって参加資格を満たすものと扱うことはできません。事業開始までに設立する場合の取扱いについては、設立後の参加について県と協議するものとします。 また、需給管理・調整業務を担う者が孫会社である場合についても、同様に協力企業として参加させることを求めます。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所 資料名	ページ	項目	質問内容	回答内容
32	募集要項本文	P10	3-序文	GX戦略地域制度における中核事業者等が活用できる補助支援の具体的な内容（補助率・上限額等）を教えてください。	脱炭素電源活用型（GX産業団地）における具体的な補助支援については、国から公表されておらず当県も把握していません。 公表になり次第、周知を図ってまいります。 なお、支援の概要については下記リンク先もご参照ください。 GX戦略地域制度を通じたGX産業クラスターの創出-中間とりまとめ- （令和7年12月22日 内閣官房GX実行推進室） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/sangyoritchi_wg/pdf/summary.pdf
33	募集要項本文	P11	3-(1)-必須1	電力需要と調達が不足する場合にJEPXからの調達が可能とのことですが、JEPX経由で調達した電力に非化石証書を組み合わせた場合、「再エネ100%」の条件を充足すると理解してよいですか。	JEPXから調達した電力について、再エネ指定の非化石証書等により、調達電力量の全量に相当する環境価値を付与する場合には、「再エネ100%」として認めます。
34	募集要項本文	P11	3-(1)-必須1	「電力供給が超過する場合は、工業団地外への供給（売電）も可能」とのことですが、売電先や売電方法に制限はありますか（JEPX以外の相対取引は可能ですか。また、工業団地外への売電収益は事業者が自由に活用できますか。	工業団地外への電力供給（売電）については、JEPXでの取引に限定するものではなく、相対取引等による売電も可能です。ただし、電力供給事業の安定的な運営や「再エネ100%」の供給目標等を損なわないよう、事業全体の需給状況等を踏まえて実施するものとします。 また、工業団地外の売電収益については、本事業の運営・継続に必要な費用等を勘案した上で、事業者が活用することを基本とします。 なお、脱炭素電源活用型（GX産業団地）の補助支援で整備した再エネ発電設備等を用いて工業団地外に電力供給することについて、供給条件が付される可能性があります。
35	募集要項本文	P11	3(1)必須2	提示する電力供給メニューの電気料金は、2026年8月1日時点の想定で、基本料金、電力量料金別に具体的な値を提示することにより、または、「東北電力様の高圧のお客さまへの標準プラン料金に対して－〇〇円という水準を事業期間内続ける」といった表記でもよい。特に前者の場合、提示するメニューの有効期間はどの程度を想定すればよい。例えば3（5）オにある物価変動等への対応を参考にしつつ、毎年、物価変動や電力市場価格の変動等を踏まえて、県及び需要家と協議するといった前提条件を付したうえで電気料金を提示してもよい。	2026年11月1日時点の想定での電力供給メニューの電気料金として、具体的な値を提示してください。また「東北電力様の高圧のお客さまへの標準プラン料金に対して－〇〇円という水準を事業期間内続ける」といった表記でも構いません。なお、比較対象となる競争優位性のある電気料金の水準について、2026年11月1日以降の東北電力株式会社が公表する高圧電力料金とします。 提示するメニューの有効期間は、様式3-11の記載に合わせて20年間分想定ください。毎年、物価変動や電力市場価格の変動等を踏まえて、県及び需要家と協議するといった前提条件を付したうえで電気料金を提示いただく形で構いません。 より具体的な記載方法については、「【質問No35補足資料】（別紙）価格設定およびリスク対応の考え方について」をご参照ください。 本件の回答にあたり、募集要項等を修正しましたので、県ホームページで公表された修正版を参照してください。
36	募集要項本文	P11	3(1)必須2	入居企業ごとに使用する電気の負荷率、使用電力量などが異なるため、入居企業の電気料金を、個別に交渉したうえで料金を設定することは可能か。その場合、提案書には代表的な料金水準を示すこともよい。	入居企業の電気料金を個別に交渉し、料金を設定することは可能です。ただし、提案書には、代表的な料金水準ではなく、供給量で加重平均をした料金水準をお示しください。
37	募集要項本文	P11	3(1)必須2	各入居企業と契約した電気料金の単価や契約期間等については、公開が必要か。	提案時点と比較して料金水準の変動を把握するなどの理由により、入居企業と契約した電気料金の単価や契約期間等の報告を求めることがあります。 なお、現時点で契約内容の情報を外部に公開することは想定しておりませんが、秋田県情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、非公開情報に該当するかどうかを含め、事前に中核事業者等と協議した上で対応を判断させていただきます。
38	募集要項本文	P11	3-(1)	供給条件及び価格変動リスクの分担が異なる複数の電気料金メニューを提示する場合、必須条件2への適合性は、いずれのメニューをもって判断されますか（最も低コストメニュー、標準的なメニュー、又は全てのメニュー）。	複数の電気料金メニューをご提案いただく場合、必須2の条件への適合性は、提示されたすべてのメニューについて個別に判断した上で、総合的に評価します。
39	募集要項本文	P11	3-(1)-必須2	「国内他地域と比較しても一定の競争優位性が見込まれる水準」との記載がありますが、具体的に比較する方法を教えてください。 （ex 比較対象は「東北電力高圧電力（工場向け）標準料金」とするのか、電気料金のみで比較するのか環境価値を加算した合計額で比較するのか、料金メニューが複数ある場合はどうするのか等）	現時点では、特定の電力会社・料金メニューや比較方法を一律に指定することは想定していません。電力料金に加え、再エネ100%の環境価値等を含めた実質的な電力調達コストを基本として、入居企業の需要特性や契約条件等を踏まえ、国内他地域の事例等と比較して総合的に評価することを想定しています。 なお、比較対象や料金メニューについては、事業者から具体的な考え方・方法を提案いただくことを想定しています。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所 資料名	ページ	項目	質問内容	回答内容
40	募集要項本文	P11	第3-(1)必須2	「競争優位性のある電気料金の水準については、2026年8月1日時点において東北電力株式会社が公表する高圧電力（工場向け）の電気料金1（環境価値を含まない）を基準として参照しつつ、これに環境価値（再生可能エネルギー由来の価値）を付加しても、一定の競争力を確保できることが望ましい。」とありますが、提案する電力単価は、環境価値を含めたうえで、東北電力株式会社が公表する高圧電力（工場向け）の電気料金1（環境価値を含まない）よりも安価な価格を提示する必要がある、ということでしょうか。	東北電力株式会社が公表する高圧電力（工場向け）の電気料金1は、競争力を検討する際の比較基準の一つとして参照することを想定していますが、環境価値を含めた提案料金が、同料金を必ず下回ることを求めるものではありません。環境価値を含めた電力料金について、入居企業にとって一定の競争力を確保できる水準となることを期待しています。
41	募集要項本文	P11, P13	3-(1)-必須2, 3-(3)-任意2	東北電力株式会社の高圧電力料金を基準として環境価値を付加しても一定の競争力を確保することが望ましいとありますが、ここでいう競争力とは単純に東北電力高圧料金より安価であることを求めるものではなく、市場価格との整合性や環境価値を含めた総合的な価値を考慮した妥当な価格水準を指すとの理解でよろしいでしょうか。 また、託送料金、容量拠出金、市場価格等の制度変更や、一括受電開始後の需要変動等によって料金改定が必要となる場合には、需給開始後も東北電力高圧料金との比較において競争力を有する範囲で料金単価や供給条件を見直すことは許容されるのでしょうか。	「競争力のある電気料金」とは、東北電力株式会社の高圧電力料金を必ず下回ることを求めるものではなく、市場価格や各種費用、環境価値等を踏まえ、入居企業にとって総合的に妥当な料金水準を確保することを想定しています。また、託送料金、容量拠出金、市場価格等の変動や需要状況の変化等により料金改定が必要となる場合は、改定の根拠及び内容を明確にした上で、県と協議することを前提として、料金単価や供給条件を見直すことは可能です。
42	募集要項本文	P11	3-(1)-必須2	「優先交渉権者に決定された場合、誘致活動に活用可能な電力供給メニューを速やかに提示すること」について、メニューの提示時期の目安を教えてください。提示したメニューの価格は参考価格であり、入居企業が確定するより前に電源確保コストに変動がある場合には提示したメニューを変更できるということでしょうか。	優先交渉権者に決定された場合の電力供給メニューについては、誘致活動に活用できるよう、基本協定締結後、可能な限り速やかに提示することを想定しています。また、提示いただく電力供給メニューの価格については、現時点での参考価格として取り扱うことを想定しており、入居企業の確定前に電源調達コストその他の事業環境に変動が生じた場合には、提示したメニューの内容・価格を見直すことは可能です。ただし、変更する場合には、その理由及び変更内容等について県と協議するものとします。
43	募集要項本文	P11、P14～P15	第3-(1)必須2、第3-(5)オ	電力供給開始後の20年間に於いて、電気料金単価の算定フォーミュラを見直すことは可能でしょうか。また、燃料・市場価格等の変動を踏まえ、年度ごとに見直す料金体系を設定することは認められますでしょうか。	電気料金の算定フォーミュラについて、燃料価格・市場価格等の変動を反映する料金体系を設定することも可能です。その場合は、算定方法、参照する指標、見直し時期等を提案書に明示してください。
44	募集要項本文	P11	3-(1)-必須3	災害等のトラブル対応を含む技術面とありますが、災害以外のトラブルは具体的にはどのような案件を想定されてますでしょうか。（例えば、サイバーセキュリティの確保、など）	「災害等のトラブル」については、自然災害による設備被害等に限らず、電力供給の安定性・継続性に影響を及ぼす事象全般を想定しています。具体的には、発電設備・受変電設備等の故障、通信・制御システムの障害、サイバーセキュリティ上のインシデント、需給管理上のトラブル等を想定しています。なお、具体的な対応方法や体制については、事業者からの提案を踏まえて評価することを想定しています。
45	募集要項本文	P12	3-(1)-必須3	企業の入居時期が当初想定と相違した場合、想定需要量と実際の需要量が大きく異なることとなるが、その場合でも「安定した事業運営が実現できるよう十分加味した提案」としたいが、例えば、企業の入居時期が遅れた場合には、調達した秋田県産再エネ電気の大半を県外需要家に販売して経営を安定化させるといった対応も可能か。	再エネ工業団地の電力需要に対して供給が超過する場合は、経営安定化の観点から団地外への供給（売電）が可能です。その際の供給量や供給先についての制限はありません。ただし、団地外に供給する場合であっても、当然に入居企業の稼働開始時に遅滞なく供給を行える体制としてください。
46	募集要項本文	P11、12	3-(1)、3-(2)	応募者又はその関係会社が現に開発を進めている再生可能エネルギー発電事業（環境影響評価手続中のものを含む）について、当該電源から本事業へ供給する旨を提案した場合、電源確保の確実性の評価基準はありますか。（例えば、環境影響評価の進捗、経済産業省の事業認定が完了しているか等）	環境影響評価の進捗や経済産業省の事業認定の取得状況等について、特定の段階を満たすことを一律の要件として設定しているものではありません。電源確保の確実性については、発電事業の開発状況、許認可・環境影響評価等の手続の進捗、系統接続の状況、事業化に向けた資金調達等の見通し、供給開始までのスケジュール等を踏まえ、総合的に評価することを想定しています。
47	募集要項本文	P12	3-(1)-必須4	工業団地内における太陽光発電設備の設置について、次の各場合の可否をご教示ください。 ①入居企業の駐車場等へのカーポート型設備の設置 ②法面、調整池、緑地等の共用部分への設置	①提案は可能です。ただし、実施に当たっては県や入居企業等と協議し決定します。 ②提案は可能です。ただし、各施設本来の機能確保、安全性及び維持管理等への影響を考慮する必要があるため、実施に当たっては県や入居企業等と協議し決定します。
48	募集要項本文／選定基準	P12・P20	3-(1)-必須4・表7-※3	再エネ電源の開発に関して、各入居企業自身が空きスペースに野建ての太陽光やカーポート型太陽光発電を設置できますか。また、各入居希望者に代わって中核事業者等が屋根置き太陽光の設備所有者となることはできますか。	いずれも提案は可能です。ただし、実施に当たっては県や入居企業等と協議し決定します。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所			質問内容	回答内容
	資料名	ページ	項目		
49	募集要項本文	P12	3-(1)-必須4	工業団地内における太陽光発電の設置規模について、現時点での県の想定をご教示ください。具体的には以下の点についてお伺いします。 ①入居企業の建物の屋根上及び自らの土地の空きスペースに設置可能な太陽光発電設備の規模（kW）について、県として想定している目安がありますでしょうか。想定がある場合、その前提（想定建築面積、屋根面積、設置可能率等）と併せてご教示ください。 ②工業用地の分譲にあたり、土地売買契約その他の分譲条件において、入居企業に対し再エネ設備の設置に関する条件、努力義務又は建物設計上の配慮（屋根の構造耐力への太陽光発電設備の荷重の織り込み等）を求めることを予定していますか。	①太陽光発電設備の規模については、現時点では、特段の想定や目安は設けておりません。提案者の知見・ノウハウに基づきご提案ください。 ②公募時点において、入居企業への分譲条件として再エネ設備の設置や建物設計上の配慮等を求める予定はありません。
50	募集要項本文	P12	3-(1)-必須4	再エネ設備の野立設置を禁じていますが、入居企業の敷地内も同様の取扱いとの理解でよろしいでしょうか。	入居企業の敷地内の空きスペース等への設置については、提案が可能です。 ただし、実施に当たっては県や入居企業等と協議し決定します。
51	募集要項本文	P12、P16	第3-(1)必須4、第4-(1)イ（表8：電源開発）	「応募者独自の再エネ電源を増やす取組」の提案は必須条件とされていますが、応募者自身が発電設備を保有・開発せず、外部からの再エネ電力調達、PPAの組成支援等により対応する提案は認められますでしょうか。	外部の発電事業者等とのPPAの組成等により新たな再エネ電源の確保・拡大に繋がる取組も認めますが、応募者自身が主体となって行う開発をより高く評価します。なお、単に既存の再エネ電力を市場等から調達するだけの取組については、「応募者独自の再エネ電源を増やす取組」には該当しないものとします。
52	募集要項本文	P13	3-(3)-任意2	一括受電方式の実現性についての妥当性ですが、一括受電方式の実現にあたり最も困難な点は受電を受ける企業の合意形成にあると考えています。今回の件では新規の工業団地であることから、入居時期にバラツキがあり、その難易度は更に向上するものと考えています。そのため、ご提案にあたっては実現性については、そうした合意形成をいかに獲得するか、従前の実績も踏まえつつご提示する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	一括受電方式の実現性については、入居企業の合意形成が重要な要素の一つであると認識しています。特に、新規工業団地であり、入居時期や需要規模等が異なることを踏まえ、実現に向けた具体的な進め方を提案いただくことを想定しています。 提案に当たっては、入居企業の合意形成に向けた取組方法に加え、類似事業における実績等も踏まえ、一括受電方式を実現するための具体的な方策及び実現性について示してください。
53	募集要項本文	P13	3-(3)	将来的に一括受電方式又は自営線を導入する提案を行う場合、団地内の配線ルート及び用地の確保について県の協力を得られますか。また、分譲に係る土地売買契約において、これらに関する留保又は条件が付されることはありますか。	将来的な一括受電方式又は自営線の導入については、中核事業者からの提案を踏まえ、必要性や実現可能性等を県と協議の上、検討することを想定しています。配線ルートや用地についても、具体的な計画が示された場合には、県有地の活用等を含め、可能な範囲で協力します。 なお、現時点で、特定の配線ルートや用地の確保を確約するものではありません。また、土地売買契約における留保又は条件についても、現時点で具体的に定めているものではなく、今後の事業計画や関係者との協議を踏まえて検討します。
54	募集要項本文	P13	3-(3)-任意3-(ウ)	「県の出資比率は数％程度を想定しているが変更の可能性がある」について、県の出資が協議次第でゼロになる可能性もありますか。	優先交渉権者との協議の上で、必要が無いと判断される場合には県が出資を行わない可能性もあります。
55	募集要項本文	P13	3-(4)	「「資金水準の向上」、「女性の活躍推進」に取り組む事業を行った事業者」は、代表企業だけでなく、構成企業や協力企業も対象となるのか。	代表企業だけでなく、構成企業や協力企業も対象となります。複数企業による事業提案又は官民連携での新会社設置提案の場合は、各参加企業の得点の合計を参加企業の総数で除して得た平均点を配点します。
56	募集要項本文	P14	3-(5)-ウ	「財政的支出は原則行わない」に関し、補助金や交付金の活用は「財政的支出」に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、国への補助金申請で秋田県が申請主体または共同申請者となることはありますか。	「財政的支出は原則行わない」とは、県が本事業の運営費等を直接負担することを原則として想定していないという趣旨であり、国等の補助金・交付金の活用を排除するものではありません。 国等の補助金・交付金については、制度の要件や事業内容等を踏まえ、必要に応じて県が申請主体又は共同申請者となることも想定しています。具体的な申請方法や役割分担等については、補助金・交付金の要件を踏まえて、中核事業者との協議により決定するものとします。
57	募集要項本文	P14	3-(5)-エ	「電力供給事業立ち上げが不調となった場合、準備に要した費用は各自の負担」に関して、「不調」の定義を教えてください（入居企業ゼロの場合も含まれますか）。また、協定締結後の負担の扱いも同様でしょうか。県側の政策変更等で事業が不調となった場合はいかがでしょうか。	「不調」とは、単に入居企業が確保できないことをいうものではなく、入居企業の確保状況、電力需要、電源調達、事業採算性等を総合的に勘案し、県と事業者との協議を経て電力供給事業の立ち上げ又は継続が困難と判断される場合等を想定しています。 協定締結後に事業が不調となった場合の費用負担についても、原則として各自の負担とすることを想定しています。ただし、県の政策変更等、事業者の責めによらない事由により事業の実施が困難となった場合については、費用負担の取扱いを含め、県と事業者で協議するものとします。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所			質問内容	回答内容
	資料名	ページ	項目		
58	募集要項本文	P14	3-(5)-オ	物価変動リスクを十分に加味した提案とありますが、人件費・委託費等の固定費などを含めて物価変動の計算方法など基準すべき考え方がありますか。	物価変動の計算方法や具体的な基準について、現時点で特段の定めはありません。人件費・委託費等の固定費を含め、事業者において物価変動リスクを適切に見込んだ上で、事業期間を通じた事業継続性を確保できる提案を求めるものです。
59	募集要項本文	P14、P26	第3-(5)エ／第7-(6)	優先交渉権者の決定後、基本協定締結前または締結後に、事業者の任意の判断により本事業から撤退することは可能でしょうか。可能な場合、県に対する違約金、損害賠償、費用負担その他のペナルティは発生しますでしょうか。また、撤退に際して必要となる手続き・事前通知期間等があれば御教示ください。	優先交渉権者の決定後、基本協定締結前または締結後のいずれでも事業者の任意の判断による撤退を一律に禁止するものではありません。 ただし、基本協定締結後に撤退する場合は、基本協定等に定める手続に従い、事前に県へ申し出た上で、県と協議するものとします。 違約金、損害賠償、費用負担その他の取扱いについては、撤退の時期、理由、県への影響等を踏まえ、基本協定等において定めることを想定しています。なお、県の責めによらない事業者都合による撤退の場合には、これまでに生じた費用等について事業者が負担することを基本とします。 また、具体的な事前通知期間等については、基本協定等の締結に向けた協議の中で定めることを想定しています。
60	募集要項本文	P15、16	4 業務範囲 - (1)-イ-表8-3-(11)(12)(13)(14)	参加資格確認申請書類の参加者の業務遂行にあたり求められる能力の星取表に関して、100%株式を保有するSPCは、実質的に同一のものとして扱って問題ないか。	100%株式を保有するSPCについては、100%出資者である参加者の実績・能力等を、当該SPCの業務遂行能力の評価において考慮することは可能ですが、100%の出資関係にあることのみをもって、SPCと出資者を当然に同一のものとして扱うものではありません。出資者が有する実績・能力等を本事業において活用することが明確であり、人的・技術的支援その他の事業実施体制が確保されているなど、当該実績・能力等をSPCの業務遂行能力と同等と評価できる合理的な根拠があることを前提とします。
61	募集要項本文	P15	4-(1)-ア-(イ)	小売電気事業者の登録については、新会社を設置せず登録済みの参加企業が小売電気事業者となる場合、新たに小売電気事業の登録を申請する必要はないということでしょうか。また、新会社の小売電気事業者登録が電力供給開始（R10年度）に間に合わない場合、経過措置として参加企業の登録を使用することは可能ですか。	既に小売電気事業者として登録を受けている参加企業が小売電気事業者として本事業の電力供給を行う場合、当該参加企業について新たに小売電気事業の登録を申請する必要はありません。 また、新会社を設立して小売電気事業者として登録する場合において、電力供給開始時点で当該登録が完了していない場合の取扱いについては、電力供給の安定性・継続性を確保することを前提として、既に登録を受けている参加企業を小売電気事業者とするなどの暫定的な体制を含め、県と協議の上で対応することを想定しています。
62	募集要項本文	P15	4-(1)	工業団地の販売遅延や入居企業の撤退等により想定需要量を下回った場合の需要未達リスクについて、県と中核事業者等の責任分担および費用負担の考え方をお示しいただけますでしょうか。	工業団地の販売遅延や入居企業の撤退等により想定需要量を下回った場合の需要未達リスクについては、原則として中核事業者等が負担することを想定しており、県が一定の需要量や収益を保証するものではありません。 また、本事業において調達した電力について、団地外への販売も認めています。 事業者においては、需要変動を踏まえた収支計画及びリスク対応策を提案してください。
63	募集要項本文	P15	4-(1)	県営水力供給停止時の代替電源確保（費用負担含む）について、お示しいただけますでしょうか。	県営水力発電の供給停止等により供給予定量を確保できない場合の代替電源については、事業者において確保することを基本とします。代替電源の調達方法や費用については、事業者の責任において対応することを想定しています。ただし、県営水力発電の長期的な供給停止等、通常想定される範囲を超える事象が生じた場合の取扱いについては、供給への影響等を踏まえ、県と事業者で協議することを想定しています。
64	募集要項本文	P16、17	4-(2)-ア	入居企業の電力契約を本事業によるものとすべく支援・協力するとされていますが、その具体的な内容をご教示ください。入居企業が他の小売電気事業者と契約することは制限されないものと理解してよろしいでしょうか。また、入居事業者が中核事業者との契約締結に至るための具体的な支援は検討されていますでしょうか。	入居企業に対する電力需給契約の締結に向けた支援・協力については、県と中核事業者が連携し、本事業による電力供給の内容やメリット等を入居企業に説明するなど、契約締結に向けた働きかけを行うことを想定しています。 なお、入居企業が契約する電力小売事業者を県が指定又は制限するものではなく、入居企業による電力契約の自由な選択を妨げるものではありません。 具体的な支援内容については、入居企業の意向や事業者の提案等を踏まえ、県と中核事業者で協議の上、検討します。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所 資料名	ページ	項目	質問内容	回答内容
65	募集要項本文	P16、P26	4-(2)-ア,9本文	県は「入居企業の電力契約を本事業によるものとすべく必要な支援・協力を行う」としていますが、本事業の利用は入居企業に義務付けられるものではなく任意契約との理解でよろしいでしょうか。 また、中核事業者と入居企業との電力需給契約が確約されない前提において、入居企業が本事業から電力や非化石価値を調達するためのインセンティブとして、県としてどのような支援や誘導策を想定しているのでしょうか。	本事業による電力供給の利用について、入居企業に契約を義務付けるものではなく、入居企業と中核事業者との協議に基づく任意契約を想定しています。県としては、入居企業に対し、本事業による再エネ電力の供給内容やメリット等を説明するとともに、中核事業者との説明・協議の機会を設けるなど、契約締結に向けた必要な支援・協力をを行うことを想定しています。 また、入居企業の契約促進に向けた具体的な支援・誘導策については、電力料金や再エネ100%の環境価値等、本事業のメリットを入居企業に分かりやすく示すことに加え、中核事業者からの提案も踏まえ、県と協議の上で検討することを想定しています。
66	募集要項本文	P17	4-(2)-イ	県営水力発電については、事業期間中にわたり継続的な調達が可能となるよう県において調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。現時点で想定している供給可能電力量、契約期間、価格決定方法及び供給開始時期をご教示ください。	県営水力発電については、本事業の事業期間中における電力供給に活用できるよう、県として可能な範囲で調整・協力することを想定しています。ただし、供給可能量や発電設備の運転状況等により、事業期間を通じた供給量を保証するものではありません。 現時点での供給可能電力量、契約期間、価格決定方法及び供給開始時期等の具体的な条件については、参加資格確認申請書類を提出された応募者（代表企業）へ配布する「参考資料2」にて可能な範囲で提示する予定です。
67	募集要項本文	P17	4-(2)-イ	県営水力発電からの調達に係る支援に関し、その調達価格について、例えば「限界費用＋〇〇円」とするといった目安を提案書提出前に提示していただくことは可能か。	一般公開を前提としない情報を含むため、本回答での公表は行いません。 募集要項「9 参考資料」に基づき、参加資格確認申請書類を提出された応募者（代表企業）へ配布する「参考資料2」にて提示いたします。
68	募集要項本文	P18	6-欄外	参考資料1（電力小売予定先施設の電力需要想定）は申請後に配布とのことですが、参加判断にあたり下記概要を事前に教えていただくことは可能でしょうか。 ① 工業団地全体の最大需要電力の目安（kW） ② 電力供給開始（R10年度）時点の想定需要の目安（kW・kWh/年）	一般公開を前提としない情報を含むため、本回答での公表は行いません。 募集要項「9 参考資料」に基づき、参加資格確認申請書類を提出された応募者（代表企業）へ配布する「参考資料1」にて提示いたします。
69	募集要項本文	P18	6-欄外	参考資料2（県営水力発電施設の施設情報及び電力売電情報）は申請後に配布とのことですが、参加判断にあたり下記概要を事前に教えていただくことは可能でしょうか。 ① 調達する年間電力量の目安（kWh/年） ② 調達価格の算定方式（固定単価か市場連動か） ③ 水力発電の電力を優先的に調達させる仕組みを組成予定か。それとも競争入札か ④ 調達する電力量の内、県内消費率の制限などを設ける予定はあるか。	一般公開を前提としない情報を含むため、本回答での公表は行いません。 募集要項「9 参考資料」に基づき、参加資格確認申請書類を提出された応募者（代表企業）へ配布する「参考資料2」にて提示いたします。
70	募集要項本文	P22	6-(7)-ア-(ア)-表10	「令和7年および令和6年の法定調書合計表」を未提出の場合に代替書類は認められますか。また、暦年（1月～12月）を基準に対前年増加率を計算する理解でよろしいでしょうか。	「令和7年および令和6年の法定調書合計表」については、原則として代替書類による提出は認めません。また、対前年増加率については、各年の1月から12月までの暦年を基準として算定することを想定しています。
71	募集要項本文	P23	6-(7)-エ	提出する提案書のDVD-Rに格納するファイルの形式（PDF・Wordのどちらか等）を教えてください。	様式集「1. 提出書類一覧表及び記入要領【提出書類一覧表】」のファイル形式に従って格納してください。
72	募集要項本文	P23	6-(8)	プレゼンテーション資料（様式3-17）はいつまでに提出する必要がありますか。また、提案書の内容を補足するための新たな図表・データをプレゼン時に示すことは「資料の追加・変更は認めない」に抵触しますか	募集要項の「5 公募及び選定の方式・スケジュール」「6応募手続き」に記載のとおり、提案書とプレゼンテーション資料は、令和8年11月12日（木）から令和8年12月18日（金）午後5時までの期間で受け付けます。プレゼンテーション資料に提案書の内容を補足する図表の活用は妨げませんが、プレゼンテーション資料の提出受付後に資料を追加・変更することは認めません。プレゼンテーション資料については、提出する提案書の内容を整理・再構成したものとし、提案書に記載されていない新たな提案内容を追加することはできないものとします。
73	募集要項本文	P26	9	参考資料1の電力小売予定先施設の電力需要（想定）は、現時点で誘致見込み企業の内示に基づくものか、それとも県の推計値でしょうか。	参考資料1の「電力小売予定先施設の電力需要（想定）」については、現時点で特定の誘致見込み企業からの内示等に基づくものではなく、県において想定した電力需要に基づく推計値です。したがって、実際に入居企業、入居時期及び電力需要については、今後の誘致状況等により変動する可能性があります。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所 資料名	ページ	項目	質問内容	回答内容
74	募集要項本文	P28	10 表12	「5 収支計画 収支計画の試算」にある「損益計算書、貸借対照表、CF計算書」は、事業開始時点と事業終了時点のものを記載すればよい。もしくは、中間時点のものも一定数記載すべきか。	「5 収支計画 収支計画の試算」にある「損益計算書、貸借対照表、CF計算書」は、特定の時点のみではなく、事業期間である20年間の各年度（全期間）について記載してください。詳細は、（様式3-12）、（様式3-13）、（様式3-14）を参照ください。
75	選定基準	P2	2-序文	参加資格要件における「直近5年の間に実績を有していること」の起算日をいつとすればよろしいでしょうか	「直近5年」の起算日は、参加資格確認申請書類の提出期限を基準日とし、当該基準日から遡って5年間を対象とします。
76	選定基準	P2、3	2 一次審査	有価証券報告書及び四半期報告書を作成していない法人の場合、「電力販売実績が確認できる書類」として、次のような書類の提出をもって差し支えないでしょうか。差し支えない場合、提出すべき書類の種類及び様式についてご教示ください。 ① 自社が作成する電力販売実績を示す書類（プレスリリース、中期経営計画等にて公表している販売実績等） ② 電気事業法に基づき提出した書類の写し（電力広域的運営推進機関への供給計画届出書、資源エネルギー庁への発受電月報、電力・ガス取引監視等委員会への電力取引報告書等） ③ 税理士又は公認会計士等の第三者による確認書 また、上記以外に県が想定している書類がありましたら、併せてご教示ください。	有価証券報告書及び四半期報告書を作成していない法人の場合、以下の書類をもって「電力販売実績が確認できる書類」に代えることを認めます。②、③はいずれか1点のみでの提出を認めますが、①を提出する場合は合わせて②又は③の書類も提出してください。 ① 自社作成書類(プレスリリース、中期経営計画等) 既に対外的に公表済みのものに限り、参考資料として認めます。ただし、自社作成資料は客観性確保の観点から、単独での提出は不可とします。 ② 電気事業法等に基づき提出した書類の写し(実績を示すもの) 以下のいずれか1点（実績が確認できるもの）を提出してください。 ・発受電月報(資源エネルギー庁への提出書類) ・電力取引報告書(電力・ガス取引監視等委員会への提出書類) なお、供給計画届出書(電力広域的運営推進機関への提出書類)は、将来の需給計画(見込み)を記載するものであり、過去の供給実績を示す書類には該当しないため、実績確認資料としては認めません。 ③ 税理士又は公認会計士等の第三者による確認書 様式は任意ですが、少なくとも以下の事項を記載してください。 ・確認対象法人名 ・確認した実績の対象期間 ・確認した実績数値(供給電力量[kWh]又は販売金額)及びその算定根拠資料の名称 ・確認者(税理士・公認会計士等)の氏名、登録番号及び記名押印 ・確認年月日
77	選定基準	P4	表3-備考※2	燃料調整費は東北電力の2025年度データを使用とのことですが、これは2025年4月から2026年3月分の平均値を使用する、同様に再エネ発電促進賦課金は2025年5月～2026年4月分の実績値を使用するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	選定基準	P6	表6-ウ、カ	事業効果算出式において ・エネルギーコスト削減効果（ウ）の「東北電力の電力料金」は、夏季・その他季の加重平均単価で計算すればよろしいでしょうか。また、そうであれば加重平均単価の計算方法を教えてください。 ・電力の地産率（カ）の算出で、JEPXを通じて調達した電力の場合で秋田県産と特定できるものがある場合はカウントできますか。	「エネルギーコスト削減効果（ウ）」の「東北電力の電力料金」については、様式3-11に参照のとおり基本料金と従量料金（夏季・その他季の加重平均）から算出することを想定しております。従量料金単価は、税抜で17.50円(夏季を3ヵ月とし、$18.17 \times 3 / 12 + 17.27 \times 9 / 12$にて算出)です。 また、「電力の地産率（カ）」について、JEPX市場から調達した場合に、トラッキング付非化石証書等で秋田県産と特定できる場合は、秋田県に立地する発電所・発電設備から調達した電力として認めます。様式3-11について、本集計が可能となるように様式を修正したので、県ホームページで公表された修正版を参照してください。
79	選定基準	P6	表6-ア-備考※1	オンサイトPPAで入居企業が自家消費した電力も中核事業者が「供給した」とみなして計上してよいと理解しているが、オンサイトPPAの自家消費分をみなし供給として計上する場合の計上方法や証明方法の考え方を教えてください。	オンサイトPPAにより入居企業が自家消費した電力を中核事業者が供給した電力として計上することについて、ご理解のとおりです。様式3-12_損益計算書（スキーム別売上・原価_新規電源開発）を参照ください。なお、供給開始後の実績については、原則として、太陽光発電設備等に設置する電力メーター等により計測した自家消費電力量を用いて計上するものとします。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所			質問内容	回答内容
	資料名	ページ	項目		
80	選定基準	P8	表7-備考6	提案形態アやイ（法人未設立の場合）で、「本事業を自社事業の一部として実施し、費用を自社負担または他事業から補填で賄う場合はその内容を補足すること」とありますが、具体的にどのような記載（例えば、補填することの証明や金額の上限など）が求められますか。また、その場合には資金調達計画の記載も必要でしょうか。	本事業を自社事業の一部として実施し、自社負担又は他事業からの収益等により費用を補填する場合は、補填の方法、対象となる費用、補填額等について、提案書に具体的に記載してください。 また、資金調達計画についても、自社負担や他事業からの補填を含め、必要な資金をどのように確保するかが分かるよう記載してください。
81	選定基準	P8	表7-備考7	収支計画における「容量抛出品の負担リスク」について、容量抛出品は売上原価に含めて試算するという理解でよいですか。また、提案書作成時点での容量抛出品単価として参照すべき数値があれば教えてください。参照すべき数値のない場合は、グループ内小売電気事業者会社の東北エリアにおける直近負担額等を諸元として良いですか。	容量抛出品については、売上原価として計上する整理で差し支えありません。様式3-12_損益計算書（スキーム別売上・原価_小売供給）の50行目に、供給電力量に応じた参考価格が表示されるように様式を更新しましたので、県ホームページで公表された修正版を参照してください。なお、参考単価は、OCCTO公表資料に基づき、東北エリアの小売電気事業者の負担額をH3需要想定で割り戻し、2028年度が約12,800円/kW、2029年度以降は約13,900円/kWとしています。
82	協定書案		締結者	協定書案における乙〔事業者名〕について、コンソーシアムによる応募の場合は代表企業を指し、締結は代表企業のみでよろしいでしょうか。	県との協定は代表企業が代表して締結します。 なお、コンソーシアム内の協定について、事業開始後に構成企業間の役割分担・責任分担・収益配分等を定めた協定の写し又はこれに類する書類を求める場合があります。
83	協定書案	P1	第3条	協定書第3条に規定する「電気料金的大幅な変更」とは具体的にどの程度を想定しているのでしょうか。また、協定書第3条に基づく事前協議は、県の承認を要するものと理解すべきでしょうか。	「大幅な変更」について、現時点で一律の変更率等を定めているものではありません。変更幅、変更理由、事業環境の変化等を踏まえ、県と協議することを想定しています。また、協定書第3条に基づく事前協議は、料金変更について県の承認を得ることを一律に求めるものではなく、変更内容及びその理由等について県と協議することを想定しています。
84	協定書案	P1	第3条	「電気料金的大幅な変更には事前に甲（秋田県）と協議する」について、「大幅」とはどの程度を想定されていますか。また、燃料調整費・再エネ賦課金・容量抛出品・再エネ価値取引市場（FIT非化石証書）、高度化法義務達成市場（非FIT非化石証書）の約定価格上昇・炭素賦課金（2028年度以降）等の法定費用の変動による料金改定は「大幅な変更」に該当しますか。	「大幅な変更」について、現時点で一律の変更率等を定めているものではありません。変更幅、変更理由、事業環境の変化等を踏まえ、県と協議することを想定しています。 また、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量抛出品、再エネ価値取引市場・高度化法義務達成市場における非化石証書の価格、炭素賦課金等、制度・市場環境の変化に伴い発生する費用の変動については、これらを反映した料金改定を行うこと自体を「大幅な変更」として一律に扱うものではありませんが、これらの変動により電気料金を大きく変更する必要がある場合には、事前に県と協議するものとします。
85	協定書案	P1	第3条	「その他本事業の継続又は入居企業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生するおそれがある場合には、乙は事前に甲と協議する。」とありますが、秋田県側に起因する場合、事業者側は申出を受けることは出来るのでしょうか。	ご理解のとおりです。県側に起因する事由により、本事業の継続又は入居企業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生するおそれがある場合についても、事業者から県に申し出て協議することができます。具体的には、県の方針変更、県が提供する前提条件の変更等により事業への影響が生じる場合などを想定しています。個別の事案について、その影響や対応方法等を踏まえ、県と事業者で協議するものとします。
86	協定書案	P2	第5条_1	「実現に向けて最大限努力するものとする。」について、結果責任ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「実現に向けて最大限努力する」とは、事業の実現を保証する結果責任を求めるものではなく、実現に向けて必要な検討・調整・取組を行うことを求めるものです。
87	協定書案	P2	第7条	緊急時の報告について、事業者側から報告する記載となっておりますが、秋田県側からの緊急時の報告はどのように行うのでしょうか。	緊急時には、県側においても、事業者に速やかに連絡・報告することを想定しています。具体的な連絡先、連絡方法及び報告事項等については、事業開始までに県と事業者で協議の上、緊急時の連絡体制として整理することを想定しています。
88	協定書案	P3	第8条	秘密情報の定義について、ご教示いただけますでしょうか。	秘密情報については、本事業又は協定に関して相手方から開示を受けた情報のうち、一般に公開されていない情報を基本とし、公知の情報、開示前から正当に保有していた情報、法令等に基づき開示が必要となる情報等を除外することを想定しています。具体的な秘密情報の定義及び取扱いについては、基本協定等の締結時に定めることを想定しています。

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業」中核事業者等募集に関する質問回答

No	該当箇所			質問内容	回答内容
	資料名	ページ	項目		
89	協定書案	P3	第9条	協定期間経過後は再度公募になりますか。また、協定期間内に事業から撤退したい場合の手続きや条件があれば教えてください。	協定期間経過後の取扱いについて、現時点で再度公募を行うことを決定しているものではありません。期間満了時の取扱いについては、その時点の状況等を鑑み、県と中核事業者との協議により決定します。 協定期間内に事業から撤退する場合は、基本協定等に定める手続に従い、事前に県へ申し出た上で協議するものとします。具体的な事前通知期間等については、基本協定の締結に向けた協議の中で定めます。違約金、損害賠償、費用負担その他の取扱いについては、撤退の時期、理由、県への影響等を踏まえ、基本協定等において定めることを想定しています。なお、県の責めによらない事業者都合による撤退（協定締結前後を問わず）の場合には、これまでに生じた費用等について事業者が負担することを基本とします。
90	協定書案	P3	第10条	「重大な契約違反があった場合に協定解除について協議できる」の「重大な契約違反」の具体例を教えてください。	「重大な契約違反」とは、本事業の継続又は協定の目的の達成に重大な影響を及ぼす契約違反を想定しています。具体的には、正当な理由なく電力供給を継続できない場合、必要な許認可等を失った場合、参加資格要件を満たさなくなった場合、重要な義務について違反し、県からの是正要請にもかかわらず改善されない場合等を想定しています。
91	協定書案	P3	第10条	著しい経済状況の変化により収益性が見込めなくなった場合、事業者からの申出により契約解除することができるの理解でよろしいでしょうか。	著しい経済状況の変化により収益性が低下した場合であっても、事業者からの申出のみをもって直ちに協定を解除できるものではありません。 基本協定等に定める手続に従い、事前に県へ申し出た上で協議するものとします。具体的な事前通知期間等については、基本協定の締結に向けた協議の中で定めます。違約金、損害賠償、費用負担その他の取扱いについては、撤退の時期、理由、県への影響等を踏まえ、基本協定等において定めることを想定しています。なお、県の責めによらない事業者都合による撤退（協定締結前後を問わず）の場合には、これまでに生じた費用等について事業者が負担することを基本とします。
92	様式集	3-4	2	「●再生可能エネルギー等の電源開発計画」に記載の、工業団地及び周辺の「周辺」とはどのあたりまで指しますでしょうか。	「工業団地及び周辺」の「周辺」について、現時点で具体的な距離や区域を一律に定めているものではありません。工業団地への電力供給に活用可能な再生可能エネルギー電源について、工業団地との位置関係や系統接続、電力供給の実現可能性等を踏まえ、提案者において対象範囲を設定して提案してください。
93	様式集	3-5	2	「●電力供給先への供給計画」に記載の想定供給先は「工業団地入居企業」以外にどのような記載をイメージされてますでしょうか。	想定供給先については、工業団地入居企業を基本としていますが、工業団地外への余剰電力の供給等を含め、事業者が想定する供給先を記載してください。
94	様式集	3-7	2	「●小売価格・調達価格等の設定方針」に記載の価格設定の妥当性確認のモニタリング手法について、妥当性の意味合いを確認させていただけますでしょうか。（収支がプラスになるような価格設定になっているという意味合いでしょうか。）	ここでいう「妥当性」とは、単に収支がプラスとなる価格設定であることのみを意味するものではありません。電源の調達価格、供給価格、入居企業にととの競争力、事業の継続性等を踏まえ、適切な価格水準となっているかを確認することを想定しています。そのため、提案に当たっては、価格設定の考え方及びその妥当性を継続的に確認するためのモニタリング手法を示してください。
95	様式集	3-7	2	「●事業効果」に記載のCO2排出削減総量を記載することとなっていますが、新設の工業団地のため、比較する発射台のCO2排出量がないかと思うのですが、何に対しての削減量を記載すればよろしいでしょうか。	本項目で記載いただくCO2排出削減総量は、工業団地における過去の排出実績との比較ではなく、再生可能エネルギーの供給により削減されるCO2排出量を記載するものです。東北エリアで供給される電力のCO2排出係数を0.421kg-CO2/kWhと仮定し、これを基準として、提案する電力の排出係数との差分に供給電力量を乗じて算出してください。詳細は様式3-11を参照ください。
96	様式集	3-11,3-12		「事業効果」や「損益計算書」については、あくまで公募の審査にて活用されるものと認識してよろしいでしょうか。（仮に事業立ち上げ後の経過報告を求められた場合、指定様式と同様の粒度で実績を集約することは実務上相当の困難が想定されるため、確認するものです。）	「事業効果」及び「損益計算書」については、主として公募における提案内容の評価に活用することを想定しています。なお、事業開始後の事業実施状況の確認等のため、必要な範囲で実績や収支等の報告を求める場合がありますが、提案時の指定様式と同様の粒度での報告を一律に求めるものではありません。